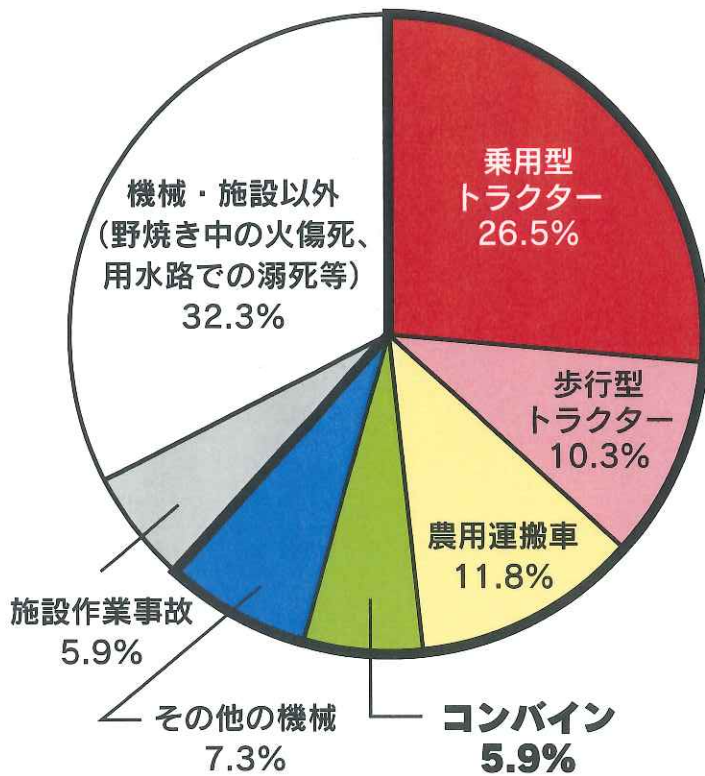


農作業事故防止と労災保険加入について



栃木県における農作業死亡事故発生時の
使用機械等(平成16～25年の10年間)

農業機械作業に係る死亡事故は、
全体の6割以上を占めています。
秋は、稲刈りでコンバインを使用
した作業による事故が発生してい
ますので、注意が必要です。



～コンバイン作業安全対策のポイント～

- ポイント1** 詰まったワラを取り除くときには、巻き込まれ事故を防ぐため、「エンジンを止めて」作業をしましょう!
- ポイント2** 転倒事故の発生しやすい、畦畔を乗り越える時や、積み下ろしの操作は「ゆっくりと、直角に」。また、あゆみ板などを利用しましょう!
- ポイント3** 刈り取り作業中、後進するときには、周囲の安全を十分確認して作業を行いましょう!

栃木県農作業安全対策推進協議会

構成員：栃木県農業協同組合中央会
全国共済農業協同組合連合会栃木県本部
栃木県農業機械商業協同組合
栃木県

全国農業協同組合連合会栃木県本部
栃木県農業共済組合連合会
栃木県農業機械士会

ご存知ですか？

もしもの時の労災保険

農業者の方々も一定の要件のもとに「労災保険」に加入できます。

加入対象者

A

特定農作業従事者の方(規模要件:販売額が300万円以上、又は経営耕地面積が2ha以上)で、次の農作業に従事している方

- ①トラクター等の農業機械を使用する作業
- ②2m以上の高所での作業
- ③農薬散布作業 など



B

指定農業機械作業従事者の方(規模要件はありません)

- ①動力耕耘機その他の農業用トラクター
- ②自走式田植機・防除機
- ③自走式収穫用機械(コンバインなど)
- ④トラック
- ⑤動力草刈機 など

C

中小事業主の方(常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及び家族従事者、1年間に100日以上労働者を使用することが見込まれる方)

注意: **A**、**B**、**C**、は重複して加入はできませんので、どれかを選択して加入することとなります。

主な補償の内容

療養補償給付

農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合

休業補償給付

農作業事故によるケガや病気のため労働できない日が4日以上となった場合

障害補償給付

農作業事故によるケガが治った後に障害等が残った場合

遺族補償給付

農作業事故により死亡した場合

注意: 代表的な補償の内容を記載しております。

保険料の仕組み

- 保険料は年1回の掛け捨て制で、期間は4月1日から3月31日までの1年間
- 保険料は加入する農業者ご自身の給付基礎日額を選択(給付基礎日額は、3,500~25,000円まで段階的に定められています。)ご自身の所得水準に見合った額を申請することができます。
- 負担する保険料は、給付基礎日額×365×保険料率※となります。

※上記加入対象者の **A**:0.9%、**B**:0.3%、**C**:1.3%

労災保険の手続きなど詳しい内容が知りたい方は、最寄のJA等にご相談ください。